

長期履修学生制度について

保健学研究科保健学専攻では、平成20年度から長期履修学生制度を導入しております。希望される方は、指導を受けようとする特別研究担当教員に充分相談の上、下記のとおり提出書類を添えて申請してください。

長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度。

- 対象者：（1）有職者（就職予定者）で、業務のため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
（2）家事、育児、介護等に従事するため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
（3）その他、長期履修学生制度の適用に足る事由を保健学研究科会議において認められた者

長期履修期間：前期課程では標準修業年限に1年又は2年を加えた期間
後期課程では標準修業年限に1年～3年を加えた期間
（ただし、在学期間は標準修業年限の2倍の期間を超えることはできません。）

制度申請期間：2023年2月22日（水）～2023年3月6日（月）

下記提出書類を、期間内に学務課大学院係に提出してください。

- 提出書類：（1）長期履修学生制度申請書
（2）研究指導計画書の写し
（3）職業を有している者については在職を証明する書類
（4）その他保健学研究科教務委員会が必要と認めた書類

【重要】申請する方は、入学手続きの際、入学料282,000円のみをお振り込みください。
授業料の支払いについては、改めて通知いたします(入学後、4月下旬ころ)。

申請書類の提出先：〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22
群馬大学昭和地区事務部学務課大学院係
Tel 027-220-7804 Fax 027-220-7798

※長期履修学生期間の授業料年額は、規定の授業料年額に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修学生として許可された在学年数で除した額となります。